



CCSBT-ESC/1009/07

## CCSBT データの機密性に関する規則及び取決め

### 1. 序文

拡大委員会は、CCSBT 16（会議報告書第 62 パラグラフ）において、事務局長に次のことを指示した：

「...2010 年の ESC 及び CC の会合における検討に関連して、事務局長に対し、他の RFMO での先行例を活用し機密性のあるデータの交換に関する規則案及びその他の必要な取決め案を策定することを課すことに合意した。EC は、2011 年及びそれ以降におけるデータの提供に関して、2010 年の年次会合において規則案を検討する。」

規則案は、事務局によって休会期間中に作成され回章された。事務局が受領したコメントを盛り込んだ修正案は、別紙 A<sup>1</sup> のとおりである。休会期間中に提案されたいくつかの変更点は、ESC（第 9 パラグラフ<sup>2</sup>、第 24 パラグラフ）又は遵守委員会（第 5 パラグラフ(d)、第 21 パラグラフ、第 22 パラグラフ）において、適宜更に審議ができるように変更履歴の記録として案に残している。

この案は、別紙 B にある CCSBT の現行のデータベースの機密性に関する方針に取って代わる予定である。特段の言及がない限り、新しい規則は既存のその他の機密性に関する規則（例えば VMS 決議の付属書 1 など）と併せて運用されるが、その際的前提として、新しい規則の機密性リスク区分に基づいて、関連する情報を分類する必要がある（後述参照）。

機密性に関する規則案に基づいてある種の情報が掲載されるということは、すなわち、それらの情報が CCSBT に提供されたならば、その機密性を保つ方法のみが規定されることを認識することが重要である。これらの規則は、CCSBT に提供される情報、又は CCSBT のメンバー間で交換される情報の指定には影響しない。

遵守委員会及び拡大委員会が 2010 年 10 月の会合で検討できるよう、ESC は 2010 年の会合でこれらの規則を検討し、必要な変更を勧告することが要請される。

### 2. 機密性に関する規則及び取決めの原案の概要

機密性に関する規則及び取決めの原案は、4 つの基本要素で構成される：

- スキームの運用に関する原則
- 機密性リスク区分
- データの機密性の安全性に関する方針（DCSP）

<sup>1</sup> 別紙 A にある修正案は、2010 年 7 月 21 日に事務局長から CCSBT SAG 及びデータ交換に関する E メールグループ並びに最初の案にコメントを提供した者に E メールにて回章したものと同一である。

<sup>2</sup> 及び表 1 の関連部分。

- 非公開データの公表要請手続き

原則は、比較的明快で、何が公有データで何が非公開データであるか、また公有データと非公開データの伝達に関する原則を取り上げている。残りの3つの要素は、特定の情報に適用される機密性、安全性及びアクセスの手続きに関する重要な詳細を含んでいる。

### 機密性リスク区分

規則の原案の表1は、機密性リスク区分の目的に加えて、これらの規則の対象となる情報の種類の予備的なリスク区分を示している。

4つのリスク区分があり、それぞれ下記のとおりである：

| リスク区分 | このリスク区分の情報に適用される伝達の規則   |
|-------|---|
| リスクなし | 公に入手可能。CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。情報の種類の例：CCSBT 許可船舶の記録、集計漁獲量及び努力量データ（特定の制限付き）。   |
| 低リスク  | 非公開であるが、メンバー及び協力的非加盟国は特定の承認なしに利用可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及びCCSBT データCD <sup>3</sup> に掲載可能。この情報については、DCSP を遵守しなければならない。情報の種類の例：毎年の科学データ交換で扱う非公開データのほとんど。   |
| 中リスク  | 非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データCD又はCCSBT ウェブサイトの通常のプライベートエリアに掲載できない。CCSBT ウェブサイト <sup>4</sup> のプライベートエリアの、特定の許可を受けた者だけがアクセス可能な特別エリアには掲載してよい。この情報については、DCSPを遵守しなければならない。情報の種類の例：船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量、1度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ、CDS及びTISの情報。 |
| 高リスク  | 非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又はCCSBT ウェブサイトのプライベートエリアのどこにも掲載できない。この情報については、DCSP を遵守しなければならない。情報の種類の例：操業レベルの漁獲量・努力量データ。   |

機密性リスク区分は、適用される伝達の規則を決定するとともに、DCSPに基づいて適用される安全措置のレベルについても決定する。それゆえに、情報のそれぞれの種類のリスク区分について、各メンバーが慎重に考慮することが重要である。

### データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

DCSP は、機密性に関する規則案の別紙1のとおり。DCSPの目的は、非公開データ<sup>5</sup>の機密性を保つための最低限の基準を設定することにある。DCSPは、下記の5つの分野の情報を管理するための最低限の基準を設定する：

- 人材関連の安全性
- 物理的及び環境上の安全性
- コミュニケーション及び運用管理
- アクセス制御

<sup>3</sup>メンバー及び協力的非加盟国に毎年機密扱いで提供される。

<sup>4</sup>現在開発中の新しいCCSBT ウェブサイトでは、プライベートエリアの中に制限付きの特別エリアを設置して特定の個人のみがアクセスできるようになる。特別エリアは複数設置することができ、それぞれに異なるアクセス許可を設定することができる。

<sup>5</sup>非公開データのリスク区分には、「低」、「中」又は「高」がある。

- 暗号化制御

事務局及び非公開データの各受領者は、DCSPに基づいて情報を扱わなければならない。しかしながら、DCSPでは、データのリスク区分によって扱い方が異なるので、リスクが低いデータに適用される規則はそれほど厳格ではないものになっている。

事務局は、DCSPの要件を満たすために必要となる事務局設備のアップグレードに\$8,740の予算を要すると推定している。

### 非公開データの公表要請手続き

これに関する手続きは、機密性に関する規則案の別紙2に記載されている。メンバー以外からの非公開データ<sup>5</sup>へのすべてのアクセス及びメンバーからの「中」及び「高」リスクデータへのすべてのアクセスは、これらの手続きに従わなければならない。これには、以下のことが含まれる：

- データにアクセスするための事務局長宛の正式な要請及び署名済みの機密保持契約（これは、特にCCSBT DCSPを遵守する合意を含んでいる）。
- 事務局長からデータの提供元であるメンバーにその要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、そのメンバーはデータへのアクセスを承認するかどうかを判断する。
- データは、提供元のメンバーの承認なしには公表されない。

### 3. (CCSBTの機密性に関する規則案の策定に関わる) 背景

拡大委員会の要請<sup>6</sup>に従って、CCSBTの規則案を作成する前段階で、WCPFC、ICCAT、IOTC、IATTC、CCAMLR及びSPRFMOの機密性に関する規則の調査が行われた。WCPFCは、最も詳細で頑健な規則を設定しており、ICCATもまたWCPFCの規則に基づいた一連の規則を準備している最中である。加えて、第1回CCSBT戦略・漁業管理作業部会は（その報告書の第17パラグラフで）以下のとおり述べている：

「...WCPFCで機密性に関する問題が解決されたので、WCPFCの例を踏襲することでCCSBTにおいても操業に関連するデータの提供について、早期に合意に達すると考えられる」。

それゆえに、頑健性及び互換性の両方の理由から、CCSBTの規則案はWCPFCの機密性に関する規則<sup>7</sup>を手本としている。CCSBTの運営形態を反映し、また規則をさらに改善するために修正が加えられた。その結果、さらに簡明な規則になっている。

WCPFCの規則及びICCATの規則案は、情報の安全性の観点から、それぞれが独自にデータの機密性を保つことを目的とした情報の安全性に関する方針（“ISP”）を参照している。ICCATは、これからISPを策定するが、WCPFCは、国際基準であるISO/IEC 17799:2005<sup>8</sup>に基づいた114ページから成るISPを策定している。WCPFCのISPは、機密性の保持だけにとどまらない広範にわたる方針で、予め特定された優先事項を早期に導入しつつ、5~10年間かけて段階的に導入していく予定である。しかしながら、機密データの交換は、規定された最低限の基準が事務局を含めた機密デ

<sup>6</sup> 他のRFMOの前例を参考にする。

<sup>7</sup> “委員会によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則”と呼ばれる。

<sup>8</sup> その後番号がISO/IEC 27002:2005(E)に変更されている。

ータのすべての受領者によって全面的に実施されるべきである。それゆえに、事務局は包括的なISPではなく、特別な目的に沿った「CCSBTデータの機密性の安全性に関する方針」（DCSP）（規則案の別紙1）を規則案の一部として作成した。DCSPはISO/IEC 27002:2005(E)を吟味した上で、関連する箇所をDCSPに書き込む形式をとった。DCSPにこの基準のどの部分を含めるかを定めるプロセスにおいて、及びこの基準の各要素の実施方法を定める際に、若干主観的な判断を要したが、その成果物として、CCSBTの機密データの安全性を保持するための短く（3ページ）かつ頑健で読みやすい最低基準が出来上がった。

CCSBTの機密性に関する規則の最初の案は、2010年3月2日にCCSBTのSAG及びデータ交換に関するEメールのグループに回章され、2010年4月30日までにコメントを提供すべき要請がなされた。修正案（最新版）は、これらの規則の別紙Aのとおり。

## CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則

## 1. CCSBT によるデータの伝達に関連する基本原則

1. CCSBT 又はその事務局、及びそれらの代理人となるサービス提供者又は委託業者が保有するデータ及び情報の公表は、拡大委員会が決定する機密性及び安全性に関する方針を反映した以下の手続規則に基づいてのみ行われるものとする。
2. データは、CCSBT にデータを提供した拡大委員会のメンバー（又は協力的非加盟国）がその公表を許可した場合に伝達することができる。
3. 事務局長が正式に許可した CCSBT 事務局内の者及びサービス提供者で、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
4. 委員会及びその補助機関の役職にあり、委員会の機密保持に関するプロトコルを読みかつ署名した者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。
5. 拡大委員会のメンバーは、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
  - (a) みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げの許可を受けた又はそれらの活動に従事した自国の旗を掲げている船舶のデータ。
  - (b) 自国の管轄水域で漁業を行っているすべての船舶のデータ。
  - ~~(d) 条約及び委員会が採択した保存管理措置及びその他の関連事項に準じており、第 21 パラグラフで採択される委員会のデータに関するアクセス及び伝達の手続規則に従うことを条件とした、公海における遵守取締活動を目的としたデータ。~~
  - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバーが公表を許可した場合、又は表 1<sup>1</sup> の機密性リスク区分において「リスクなし」若しくは「低」とされるものであって、科学及びその他の研究調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバーが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバーは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
6. CCSBT、その事務局及びそれらのサービス提供者は、現実的に可能な限り直ちにデータを伝達しなければならない。

---

<sup>1</sup> これらのデータは一般的に、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア又は CCSBT データ CD でメンバーに提供される。

## 2. リスク区分及び機密性の定義

7. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 に含まれるリスク区分の手法に基づいて、とりわけ、その情報が許可なしに公開された場合に生じうる拡大委員会の作業及び信頼性への悪影響を反映して区分される。
8. これらの手続規則の対象となるデータは、表 1 にある機密性リスク区分に基づいて、公有データか非公開データかの判断がなされたものである。

## 3. 公有データの伝達

9. 公にされるデータは、個別の船舶、会社又は個人の活動を明らかにせず、また個人情報を含まないこととする。公にされる漁獲量及び努力量データは、旗国、漁具、年、月及び 1 度区画（表層漁業）又は 5 度区画（はえ縄漁業）で集計されるものとし、1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上の船舶が含まれるものの観測値から構成されるものとする。
10. 第 9 パラグラフに記載されるデータを除き、表 1 で「リスクなし」と区分された種類のデータは、公有データとする。
11. 公有データは、次の形でいかなる者でも入手できるものとする： (a) 委員会のウェブサイトからダウンロードする及び又は (b) 要請に応じて委員会が公表する。
12. 委員会のウェブサイトは、公有データの閲覧又はダウンロードに関する条件を掲載しなければならない（例えば、データソースを明確にしなければならないこと等）、データを要請する者が閲覧又はダウンロードを開始する前にこれらの条件を「承諾する」ことを要件としなければならない。

## 4. 非公開データの伝達

### 4.1 非公開データの定義

13. 拡大委員会の決定に従い、第 10 パラグラフに記載されていない種類のデータは、すべて非公開データとする。

### 4.2 非公開データの伝達及びアクセスに関する原則

14. 非公開データへのアクセス及びその伝達は、これらの手続規則に基づき許可され、別紙 1 において規定される CCSBT データ安全性基準に基づき保護されるものとする。
15. CCSBT 事務局は、リスク区分が「中」又は「高」の非公開データへのすべてのアクセス及び伝達について、該当する場合には、氏名、所属、アクセス又は伝達

されたデータの種類、データ要請の目的、データ要請の日付、データ公表の日付及び必要とされた許可を含め、記録を作成し拡大委員会に報告するものとする。

#### 4.3 事務局職員、CCSBT サービス提供者並びに委員会及びその補助機関の役職にある者による非公開データへのアクセス

16. 事務局長が正式に許可する CCSBT 事務局内の者及び科学諮問パネルを含むサービス提供者は、CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。委員会及びその補助機関の役職にある者は、それぞれの CCSBT の業務を遂行するために必要なデータにアクセスできるものとする。そのような者は全員、事務局長との機密保持契約に署名し、アクセスするデータについては CCSBT データ安全性規準を遵守するものとする。事務局長は、そのような対象者の登録簿を（データにアクセスする目的も含めて）保持し、拡大委員会のメンバーから文書で要請があった場合はその登録簿を提供するものとする。

#### 4.4 拡大委員会のメンバーによる非公開データへのアクセス

17. 拡大委員会のメンバーは、条約の目的を果たすために以下を含むデータにアクセスできるものとする：
  - (a) みなみまぐろの漁獲、船上保持、転載又は水揚げの許可を受けた又はそれらの活動に従事した自国の旗を掲げている船舶のデータ。
  - (b) 自国の管轄水域で漁業を行っているすべての船舶のデータ。
  - (c) データの提供元である拡大委員会のメンバーが公表を許可した場合、又は表 1<sup>1</sup> の機密性リスク区分において「低」とされるものであって、科学及びその他の研究調査を目的としたデータ。拡大委員会のメンバーが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバーは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。
18. 拡大委員会のメンバーは、非公開データへのアクセスを要請する権限を有する少数（できれば 2 名）の代表者<sup>2</sup>を事務局に通知するものとする。当該通知は、氏名、所属及び連絡先の情報（例：電話、ファクシミリ、メールアドレス等）を含むものとする。CCSBT 事務局は、当該権限を有する代表者リストを保持する。拡大委員会のメンバー及び事務局は、メンバー代表者リストを確実に適宜更新し利用可能な状態にしておくものとする。
19. 拡大委員会のメンバーの代表者で権限を有する者は、非公開データのリスク区分に基づき、また CCSBT データ安全性基準と整合する形で、非公開データの機密性及び安全性を確保する責任を有する。
20. 第 17 パラグラフにある非公開データは、要請に応じて拡大委員会からの公表、及び適当な場合には CCSBT データ安全性基準に基づき委員会のウェブサイトか

---

<sup>2</sup> 権限を有する代表者からの要請は通常、当該代表者自身ではなくそれ以外の者（例：科学者）のデータへのアクセス許可を得るために行われる。“低リスク”と区分されたデータに関しては、CCSBT ウェブサイトの関連するプライベートエリアへのアクセスを要請するだけでよい。これらの要請は、事務局に直接メールで連絡することで処理できる。“中”又は“高”リスクと区分されたデータについては、別紙 2 の手続きに従わなければならない。

らダウンロードする形で、事務局長から、拡大委員会のメンバーの代表者で権限を有する者に提供される。

~~23. 公海における遵守取締活動を目的とする場合、非公開データは、委員会が当該目的のために別途採択するデータに関するアクセス又は伝達のための手続規則に基づいて利用可能となる。~~

~~24. VMS データは、第 23 パラグラフに規定される個別の手続規則に基づき、科学的な目的のために入手可能となる。~~

23. 拡大委員会のメンバーによる非公開データへのアクセスは、これらの手続規則とともに、別紙 2 にある非公開データの公表要請手続に基づき、事務局長が管理し権限を与えるものとする。

~~25. 別途メンバーが決定しない限り、協力的非加盟国はデータのアクセスに関してメンバーと同一の権利を持つものとする。~~

25. 拡大委員会へのデータ提供義務を 2 年間連続して履行しなかったメンバーは、その状況が解消されるまで、非公開データへのアクセスを認められない。第 18 及び第 19 パラグラフに基づいて権限を与えられたメンバーの代表者が、これらの手続規則を遵守しなかった場合は、適切な措置がとられるまで当該メンバーの非公開データへのアクセスは認められない。

#### 4.5 その他の状況における非公開データの伝達

26. 非公開データの提供元である拡大委員会のメンバーが、拡大委員会による当該データの公表を許可したときは、事務局はいかなる者<sup>3</sup>に対しても当該データの提供を行う。拡大委員会のメンバーが当該データの公表を継続的に許可すると決定した場合においても、当該メンバーは事務局に通知することで当該許可をいつでも取り消すことができる。

27. 非加盟国の非公開データへのアクセスの条件は、データの提供元である拡大委員会のメンバーがその都度判断するものとする。当該メンバーの自由裁量により、その際の要件は別紙 2 に規定される手続と同様のものになる場合もあれば、そうでない場合もある。

#### 4.6 不可抗力

28. 不可抗力によって海上で生命が危険にさらされたときは、事務局長は救助団体への非公開データの公表を許可することができる。

### 5. 定期的レビュー

---

<sup>3</sup> 大学、研究者、NGO、報道機関、コンサルタント、業界、連合会等を含む。

29. 拡大委員会又はその補助機関は、これらの手続規則、補助的文書、並びに第 23 パラグラフ及び第 24 パラグラフの規則及び手続きを定期的にレビューし、必要に応じて修正を行う。

## 6. 最終条項

30. これらの手続規則は、メンバーが CCSBT に提供したデータの公表を許可することを妨げるものではない。

DRAFT

## 表 1：情報の種類及び機密性リスク区分

この表でリスク区分を受けていない種類の情報は、これらの機密性に関する規則で管理されない。しかしながら、この表は、必要に応じて拡大委員会によって適宜更新される。

下記にある承認された特定の種類の情報の要約を除き、以下の伝達に関する一般的原則が 4 種類の機密性リスク区分<sup>4</sup>に適用される：

- 「リスクなし」：入手可能で CCSBT ウェブサイトのパブリックエリアに掲載可能。
- 「低リスク」：非公開。しかしながら、メンバー及び協力的非加盟国は、特定の承認なしに入手可能。CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及び CCSBT データ CD に掲載可能。
- 「中リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD 又は CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可（特定の許可を受けた者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースであれば可）。
- 「高リスク」：非公開。公表に特定の許可を要する。CCSBT データ CD あるいは CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアへの掲載は不可。

| 情報の種類<br>(情報の種類で“*”印が付いているものは現在 CCSBT で収集されていない。これらのデータのリスク区分は、CCSBT が収集を開始することになった時点でレビューされる)                   | リスク区分                 |
|--|-----------------------|
| 漁具・旗国別に層化された年間推定漁獲量及び漁船隻数  | リスクなし                 |
| 漁具・旗国別の SBT 漁船の年間操業隻数 <sup>5</sup>   | リスクなし                 |
| 漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量・努力量データ <u>－ 1 つの層に隻数情報が含まれる場合には、1 つの層に 3 隻以上が含まれるものの観測値から構成する。</u> | リスクなし                 |
| CCSBT 許可漁船、運搬船及び蓄養場の記録   | リスクなし                 |
| その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴*  | リスクなし                 |
| 海況気象データ*   | リスクなし                 |
| 航空目視調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数  | リスクなし                 |
| 生物学的データ（サイズ別及び年齢別漁獲データ）  | リスクなし <sup>6</sup> －低 |
| 生物学的データ（標本から収集された性別、直接年齢査定、耳石、胃内容物、成熟度、遺伝学的データ、同位体 N15/C14）  | 低                     |
| 通常型標識データ   | リスクなし <sup>7</sup> －低 |
| 漁具/年/月、5 度区画（はえ縄）又は 1 度区画（表層）及び旗国別に層化された集計漁獲量及び努力量データ。最低隻数の条件なし。   | 低                     |
| 通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報  | 低                     |
| 旗国別の毎月の漁獲量報告   | 低                     |

<sup>4</sup> 4 種類のリスク区分は、CCSBT データの機密性の安全性に関する方針で規定される各区分に適用される必要な安全措置のレベルによっても区別される。

<sup>5</sup> 現在この情報は存在しないが、CDS が 12 か月間実施された時点で利用可能になる。

<sup>6</sup> サイズ別及び年齢別漁獲データは、毎年委員会年次会合閉会後に公表されるものと見なされている。それ以外の生物学的データは、それらのデータの収集に関与した研究者が解析して論文を発表するのに妥当な時間が経過した時点でのみ公表されるものと見なされる。

<sup>7</sup> CCSBT が実施する標識放流計画のデータのみが「リスクなし」と見なされる。

| 情報の種類<br>(情報の種類で“*”印が付いているものは現在CCSBTで収集されていない。これらのデータのリスク区分は、CCSBTが収集を開始することになった時点でレビューされる) | リスク区分          |
|---|----------------|
| 権限を有する CDS 確認者  | 低 <sup>8</sup> |
| 船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量  | 中              |
| はえ縄の1度区画の解像度の集計漁獲量・努力量データ。最低隻数の条件なし <sup>9</sup> 。  | 中              |
| 転載船積送品  | 中              |
| 認定オブザーバーの人事に関する事項   | 中              |
| 漁獲証明制度及び貿易情報スキーム  | 中              |
| 操業レベルの漁獲量及び/又は努力量データ <sup>10</sup>  | 高              |
| 詳細な電子標識データ*   | 中              |
| 認定検査官の人事に関する事項*   | 高              |
| 違反及び侵害の詳細*  | 高              |
| 漁業機密情報の共有に関する情報*  | 高              |
| 経済・社会的データ*  | [未定]           |

<sup>8</sup> CCSBT CDS に協力している非加盟国も入手可能。

<sup>9</sup> 毎年データの交換の一環として、事務局は、この解像度の集計漁獲努力量データをニュージーランドから日本に対して提供するよう要請されている。

<sup>10</sup> この情報は現在ニュージーランドからのみ提供されている。

表 2：表 1 にある情報の種類に関する注釈

| 情報の種類   | 注釈   |
|---|--|
| CCSBT 船舶及び蓄養場の記録  | SBT の蓄養、漁獲及び運搬を許可されている船舶及び蓄養場が対象。  |
| その他の公開情報からの船舶及び漁具の特徴  | オブザーバー及び港湾検査官が収集したデータを含む。すべての船が対象（すなわち、国の管轄水域内に限定された国内船団を含む）。電子機器も含む。  |
| 海況気象データ   | これらの「海況気象データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、情報を収集した漁船を特定するような情報は含まない。   |
| 航空目視調査、SAPUE 及びひき縄調査の指数   | 航空目視調査（科学及び商業探索の両方－SAPUE は Surface Abundance Per Unit Effort、すなわち単位努力当たり表層資源量の略称）及び科学的ひき縄調査からの加入量指数。   |
| 生物学的データ   | 生物学的データは、オブザーバー、港湾検査官及びその他の情報源から収集されたサイズ別・年齢別漁獲データ、性別・成熟度データ、遺伝学的データ、直接年齢査定、耳石等の硬組織のデータ、胃内容物及び同位体 N15/C14 データを含む。これらの「生物学的データ」は、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、漁船を特定するような情報は含まない。                                   |
| 通常型標識データ  | 通常型標識データは、放流及び再捕位置、体長及び日付を含む。「リスクなし」の標識データは、例えば安全性の区分に影響を及ぼすような、標識漁を再捕した漁船、会社又は個人（コード化された識別子も）を特定するような情報は含まない。   |
| 通常の科学データ交換のために拡大科学委員会が特定した（その後拡大委員会が承認した）この表に明示されていないそれ以外のデータ及び情報 | 毎年、拡大科学委員会（ESC）は、翌年のデータ交換の要件をレビューし、交換されるデータの種類を定義した表を作成する。ここでは、ESC が生成する情報で、これらの規則に付随する表 1 に明示的に区分されていないものをすべて指す <sup>11</sup> 。これらの規則の表 1 で区分されるデータに対して求められる手続きとともに、データ交換要件にあるデータの使用に関する制限を遵守しなければならない。 |
| 旗国別の毎月の漁獲量報告  | メンバーが、毎月の漁獲量を漁獲月の 1 か月後に報告する CCSBT 報告制度。   |
| 船/会社別の初期割当配分量及び最終漁獲量  | メンバーが、各船舶/会社に最初に配分した割当量及び各船/会社その漁期の最終漁獲量を報告する CCSBT 報告制度。  |
| 漁獲証明制度及び貿易情報スキーム  | CCSBT 漁獲証明制度及び貿易情報スキームで収集されたデータ。   |
| 操業レベルの漁獲量・努力量データ  | 漁船のログブック及びオブザーバーを通じて収集された、投縄/投網ごとの非集計データ。  |
| 電子標識データ   | 詳細な電子標識データは、ポップアップ型及びアーカイバルタグの日付、時刻、深度、水温、照度等の詳細な記録を含む。  |
| 認定検査官の人事に関する事項  | 個人名が特定される場合、リスク区分は高となる。  |
| 違反及び侵害の詳細   | 調査中及び/又は訴訟中の個別の違反及び侵害が対象となり得る。要約された情報は、メンバーからの隔年の CCSBT 報告書に含まれていた。オブザーバーが収集した遵守に関する情報も含まれる。   |
| 経済・社会的データ   | 現在リスク区分を行うための十分な情報がない。   |

<sup>11</sup>データ交換に通常含まれているが、この規則の中に出てこない項目の例：遊漁推定漁獲量、SBT 輸入統計、調査死亡枠使用状況、非保持漁獲量、CPUE 指数等。

## CCSBT データの機密性の安全性に関する方針(DCSP)

この方針の目的は、非公表データ（以下「データ」と言う）が、機密性が保護される形で、データ受領者への提供及びデータ受領者による管理が確保されることを促進することにある。この方針は、データの喪失又は損傷（例：火災、洪水、事故、システムの機能不全等）のような機密性の保護に関連しないデータの安全面を対象とするものではない。

データ受領者（CCSBT事務局を含む）は、少なくとも以下に規定する基準に従ってデータの安全性を管理する必要がある。以下に示す基準は、要件の範囲の概要を明確にするために、意図的に簡潔にしてある。ほとんどの項目の詳細情報は、ISO/IEC 27002:2005(e)<sup>12</sup>から得ることができる。

事務局長は、個別のデータを公表する前に安全上の追加的な条件を課してよい。データ受領者は、安全性に関するそのような追加的な条件を守ることが必要である。事務局長は、データ提供者からの要請があった場合には、安全性に関する個別の条件を撤回してもよい。

### 1) 人材関連の安全性

- リスク区分が「中」又は「高」のデータについては、事務局長の承認を受けた者（以下「承認された者」と言う）だけが、受領組織（以下「組織」と言う）によって、データへのアクセスを許可されるものとする。リスク区分が「低」のデータについては、受領するメンバーが承認した者（以下「承認された者」と言う）がデータへのアクセスを許可されるものとする。
- 組織は、承認された者の情報の安全性に対する責任を明記し、違反した者に対しては処罰を課すことができるよう、承認された者との契約/取決めに適切な条件を設けることとする。
- 組織は必要に応じて、承認された者に対して情報の安全性に関する啓発及び訓練を行う。
- 組織は、承認された者の役割又は雇用に変更が生じたときに機密性が維持されるよう解除手続を策定するものとする。これは最低限として、データの返却又は安全な処分<sup>13</sup>、当該承認された者のデータへのアクセスの取消しが含まれ、「中」及び「高」リスクのデータにアクセスが認められている承認された者については、新しい地位とともにどのような措置が講じられたかを事務局長に通知することが含まれる。

<sup>12</sup> 「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」に関する国際基準。

<sup>13</sup> 「中」又は「高」のリスク区分の「安全な処分」とは、データを含む媒体の焼却又は記録文書を切り刻むこと、及び電子媒体の場合は通常削除又は初期化機能を使うのではなく、物理的な破壊又は元の情報の復元を不可能にする上書き手法を用いることを意味する。「中」及び「高」リスクデータの安全な処分は、データのバックアップを含むすべてのコピーを破壊することが必要である。「低」リスクの区分のデータの場合は、機密性が保たれることを条件として、高次のリスクのデータの処分方法をより現実的な方法に変更してもよい。例えば、低リスクデータのバックアップを破壊する代わりに、それらバックアップデータを、許可なしではアクセスできない手続が確立されている安全な環境に保管する方法でも充分である。

## 2) 物理的及び環境上の安全性

- すべての暗号化されていないデータ及びそれらの産物は、最低限以下の対策を施した物理的に安全な場所に保管されるものとする：
  - 承認されていない者が随行なしに保護区域に入ることを防止するための頑健な周辺構造<sup>14</sup> 及び適切に作動する入室制御機能（入室時にカードが必要な自動ロックシステム又は人が配置されている受付等）；
  - 保護区域への侵入を感知する適切に作動しかつ監視が行われる電子侵入者感知システム
- 機密性の区分が低から中のデータ及びそれらの産物で、第「5」パラグラフに従って暗号化されているものは、上述の保護区域の外の非公共スペースで使用することができる。使用していない間は、当該暗号化されたデータを記憶させた媒体を携帯するか、又は施錠された私的な設備に保管し安全を確保するか若しくは見えない場所に隠すものとする。
- データを表示するための機材（モニターやプリンタ等）は許可を受けていない者が表示されている情報を見たり、記録したり、又はコピーができない場所に設置するものとする。データ又はデータの産物の印刷物は、プリンタから直ちに取り除くものとする。
- 以下の場合には、データを安全に処分するものとする<sup>13</sup>：
  - 「中」及び「高」リスクデータについては、データの要請目的が完了したとき；
  - すべてのデータについては、組織が条約の目的を果たすためにデータが必要でなくなったとき；
  - 承認を受けていない者が媒体の保守整備をする予定があるとき、及び媒体を処分する予定があるとき、当該媒体から。

## 3) コミュニケーション及び運用管理

- 悪質なコード（コンピュータウイルス、トロイの木馬、ロジックボム等）及び許可を受けていないモバイルコードを検出し、それらの侵入を防止する予防措置を実施するものとする。これらの予防措置は、少なくとも以下のことを含む：
  - 悪質なコードの検出及び修復ソフトのインストール及び定期的な（毎日1回以上）更新によるコンピュータ、媒体及びEメール内にある悪質なコードのスキャン；
  - 組織は必要に応じて、悪質なコードの危険性及び悪質なコードによる感染リスクを減少させるための手法に関する意識を向上させるキャンペーンを実施するものとする。
- 適切なネットワーク制御を導入して、ネットワークを通じてアクセス可能なすべてのデータの安全を守るものとする。
- 通信ケーブルからデータが傍受されないように保護するものとする。
- 適切に暗号化されない限り、データを公的なネットワーク（インターネット等）で送信してはならない。

<sup>14</sup> 地上階にあるオフィスに窓がある場合は、周辺構造の十分な安全性を確保するために、窓をさらに保護するか、内側の囲い枠を物理的に固定する必要がある。

- 暗号化されていないデータは、暗号で保護されたプライベートネットワークでない限り、かつ機密区分が低いデータでない限り、無線ネットワークで送信してはならない。無線ネットワークに接続しているコンピュータは、機密区分が中及び高のデータが暗号化され、かつコンピュータが無線ネットワークに接続中は暗号化ボリュームが有効化されていない（アクティブでない）限り、当該データを扱うことはできない。
- すべての安全性にかかわる実際に発生した又は疑われる事件について、調査し事務局長に報告するものとする。

#### 4) アクセス制御

- データへのアクセスは、承認された者がユーザーID及びパスワード<sup>15</sup>を使用して成功裡にログオンすることが要求されるものとする。
- ユーザーIDは、承認された者に固有のものとする。
- パスワードは、承認された者以外は対外秘にしなければならず、以下の条件を含む妥当なパスワード管理方針に基づくべきである：
  - 仮のパスワードを安全な方法で提供し、最初のログオンのときにパスワードの変更を強制する；
  - パスワードの最小限の長さ及び複雑さを要求する；
  - パスワードの再利用を認めない；
  - ユーザーが質のよいパスワード（書き留めなくても記憶できる、推測が容易な情報ではない、辞書攻撃を受けにくい、連続した同じ又は順次の文字を使わない、文字及び数字の両方を使う、最小限必要な長さにする）を使用するよう指導し、パスワードの変更は、パスワード又はシステムにおいて情報漏洩が生じた可能性が認められた場合及び定期的に行う；
  - パスワードを保護（例：暗号化）した上で保存、送信及び表示する；
  - ログオンの失敗は3回を限度とし、それ以降は特定の許可を得ない限り拒否される。
- 承認された者のアカウントは、アクティブでない時間があつた場合に10分以内に作動するパスワードで保護されたスクリーンセーバー<sup>16</sup>を使用し、その場を離れている間保護されるものとする。

#### 5) 暗号化制御

- 上述の第「2」パラグラフにある物理的に安全なエリア以外の場所では、データを必ず頑健な暗号化技術で暗号化するものとする。
- 事務局からデータ受領者又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリア<sup>17</sup>に提供又は送信する際は、暗号化技術（暗号化されたファイル又は暗号化された送信プロトコル）を使用するものとする。
- 暗号化については、各ユーザーが秘密鍵及び公開鍵を所有する場合、秘密鍵技術又は公開鍵技術のどちらかを使用することができる。どちらの方式も、

<sup>15</sup> 本人確認及び認証方法として、例えばバイオメトリクス（指紋認証）等の代替の技術が使用できる。

<sup>16</sup> 又は同等の措置。

<sup>17</sup> データ提供者からその他の合意がない限り、機密区分が中又はそれ以下のデータはCCSBTウェブサイトのプライベートエリアに掲載することができる。しかしながら、機密区分が中のデータは、そのデータへのアクセスが許可されている者だけがアクセスできるプライベートエリアのさらに制限が付いたスペースに掲載しなければならない。

購入可能な数多くの妥当なファイル暗号化ソフト（PGP 等）があり、無料のもの（TrueCrypt 等）もある。

- 60 分間アクティビティ（暗号化された容量を読んだり書き込む等）がなかったとき、パワーセービングモードに切り替わった後、及びユーザーがログオフしたとき、暗号化されたボリュームが自動的に無効化されるものとする。
- 秘密鍵及び公開鍵は、許可を受けていない開示から保護するとともに、安全な形で対象となるユーザーに配布されるものとする。

DRAFT

## 非公開データの公表要請手続

1. CCSBT に非公開データを提供した拡大委員会のメンバーは、CCSBT による非公開データの公表を許可する権限を持つ代表者を事務局に通知するものとする。該当するデータを公表するかどうかの決定は遅滞なく行うものとする。
2. 次の場合は、CCSBT のメンバーがデータへのアクセスを得るために必要な次項以降の手続を経る必要はない：
  - CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の表 1 において、データのリスク区分が「低」の場合；
  - アクセスを求めているメンバーが該当するデータの提供者であった場合。
3. 非公開データにアクセスする要請を書面で事務局長に提出するものとする<sup>18</sup>。拡大委員会のメンバーが条約の目的を果たすために要請する場合においては、条約のいかなる目的に基づいているのかを関連条項を示して特定するものとする。書面による要請は、CCSBT データ要請書（この別紙の付属書 1）を使用するものとする。加えて、アクセスを要請するメンバーは以下の事項を遵守するものとする：
  - (a) 書面による要請に記載した目的のためだけに該当するデータを使用することを約束する；
  - (b) CCSBT データ機密保持契約（この別紙の付属書 2）に必要事項を記入・署名の上、事務局長に提出する；
  - (c) 別紙 1 にある CCSBT のデータ安全性基準に従ってデータを扱う。
4. 拡大委員会のメンバーが第 19 パラグラフ (c) に基づきデータへのアクセスを要請する場合においては、事務局長は該当するデータの提供元である拡大委員会のメンバーに記入済みのデータ要請書及び署名済みの機密保持契約を送付し、CCSBT がデータを公表するための許可を得るものとする。
5. 事務局長は、要請書に記載されている目的を達成するために必要な範囲を超えるデータの公表は許可してはならない。
6. 事務局長は、該当するデータのアクセスに適切な条件（例えば、公表された目的が達成された時点若しくは予め決めていた期日に削除する、又はデータをアクセスする者の登録簿を保持し拡大委員会の要請に応じて提出するなど）を課すことができる。
7. 拡大委員会のメンバーが最初の要請書と同じ目的で要請したデータに複数回のアクセスができるよう、恒久的な許可を要請することもできる。
8. 拡大委員会のメンバーによる非公開データへのアクセスに関する事務局長の決定に不満がある場合においては、拡大委員会の議長が解決するものとする。

---

<sup>18</sup> メンバーからの要請は、第 20 パラグラフのセクション 4.4 に規定される権限を有する代表者を通じてのみ行わなければならない。

## CCSBT データ要請書

### 1. 要請するデータ

要請するデータの明細として、データの種類及びデータの種類に関連するパラメータ、とりわけ、対象となる漁具、期間、地理的エリア及び旗国並びに各パラメータの層化のレベルを示さなければならない。

[ここにデータセットのリストを挿入]

### 2. 目的

非公開データを要請する場合には、データの使用は下記に記載される目的に限定されるものとする。

[非公開データを要請する場合は、ここにデータを要請する目的を記載]

### 3. データにアクセスする者

非公開データを要請する場合には、要請するデータにアクセスする許可を受けた代表者の氏名、肩書及び所属を以下に記載するものとする；非公開データの使用許可は、以下に記載する者のみに与えられる。

[ここにアクセスする者のリストを記載]

- 機密保持契約に署名すること。

## CCSBT データ機密保持契約

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）による非公開データ伝達に関する機密保持契約

申請者の氏名、連絡先の詳細及び署名  
組織の正式名称、住所及び連絡先の詳細  
署名及び日付

私/私共は、下記の事項に合意いたします：

- データの使用に関して事務局長が課すすべての条件に従うこと；
- データは、要請した目的のためだけに使用し、データ要請書の第 3 項目に記載された個人だけがアクセスすること、並びにデータを要請した目的のための利用が終了したときに安全に処分すること<sup>13</sup>；
- 要請したデータを許可なしに複製しないこと。申請者が要請したデータの全部又は一部を複製した場合は、事務局長に通知し、データを要請した目的の完了時に安全に処分すること；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の別紙 1 に規定されている CCSBT データ安全性基準に従うこと；
- 要請したデータを使用したすべての解析報告を公表する前に、CCSBT 事務局長にその報告書を提出し、承認を得るものとする。その際に事務局長は、非公開データが発表されないことを確認するものとする；
- 公表されたデータを使用した作業の結果が含まれるすべての報告書のコピーを CCSBT 事務局及び関連する CCSBT の補助機関に提出すること；
- 申請者は、事務局長の書面による同意なしに機密情報をいかなる第三者に対しても直接又は間接的に開示、漏洩又は譲渡しないこと；
- 申請者は、CCSBT の機密情報を許可を受けずに、不注意により、又は意図せずに関示した場合は、事務局長に直ちに書面で通知するものとする；
- 申請者は、要請したデータを一旦受領したならば、機密保持契約の違反に伴って生じ得るすべての責任を負うこと；
- CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の第 25 パラグラフに基づき、申請者、又は、とりわけ、その所属、職員、弁護士、会計士、コンサルタント、外部委託者、又はその他の顧問若しくは代理人によって、機密保持契約に反する開示に対処する適切な措置がとられるまで、当該拡大委員会のメンバーの非公開データへのアクセスは認めてはならない；
- CCSBT は、申請者への書面通知をもって本契約を解除することができる。

## CCSBT 中央データベースの機密性に関する修正方針、及び、CCSBT 統計証明計画

### (1) CCSBT 中央データベースのための機密性に関する方針

これは、CCSBT 中央データベースからのデータを公表するための方針である。この方針は、拡大委員会のメンバー及びその他の当事国からデータベースに提供されるべきデータになんら影響を及ぼさない。

この方針における「データ」という語の使用は、生データ及び集積データ双方のことを言う。

CCSBT は、国別漁獲量及び努力量（はえ縄漁業については鉤数、表層漁業については探索時間）及び、はえ縄漁業については月ごとの5度平方単位の、またその他の漁具については月ごとの1度平方単位の体長頻度データを公表し、要請があれば提供する。

CCSBT データベースのために提供されるその他すべてのデータは、機密データとして扱われ、拡大委員会のメンバーがケース・バイ・ケースで特定のデータの公表を認める場合を除き、事務局により公表されない。

SAG/ESC 会合での合意及びその後の拡大委員会による承認は、資源評価及び管理手続きに関する通常のデータ交換の目的のための、拡大委員会のメンバーへの特定データの公表のための十分な承認である。

この承認は、拡大委員会がデータの機密性に関する方針を修正するまで適用される。その他のデータの公表は、拡大委員会のメンバーが指名した連絡担当者との間の（電子メールを含む）通信からのケース・バイ・ケースの承認を要する。

特定のデータの公表に承認を与える場合、拡大委員会のメンバーは、特定のデータが、事務局による将来の公表のための再承認を必要としないと指定することができる。これらの状況において、拡大委員会のメンバーはまた、事務局がケース・バイ・ケースの再承認を必要とすることなく、データを公表できる人々のグループ（たとえば、一般人、拡大委員会メンバー）を指定しなければならない。事務局は、ケース・バイ・ケースの再承認を必要とせず、公表について承認されたデータセット（及び関連の人々のグループ）のリストを保持する。リストは、拡大委員会のメンバーに提供される。拡大委員会のメンバーは自分たちが与えた承認を修正する権利をもつ。

### (2) CCSBT 統計証明計画セクション 5.3 の修正

5.3 事務局長は、前年の7月1日から12月31日の期間について、同計画によって収集されたデータを毎年6月1日までに、また現行年の1月1日から6月30日までの期間について、収集されたデータを、12月1日までに、委員会に報告し、すべての加盟国に配布する。報告のフォーマットは附属書2及び附属書2aに添付されている。事務局長は、各加盟国の指定された当局のみに報告の電子コピーを提供する。事務局は、以下から成る報告のサブセットをCCSBTのウェブサイトに掲載する。

\* 輸入国

- \* 旗国
- \* 漁獲年
- \* 漁具コード
- \* 純重量